

## 浜松市保育施設の利用調整等に関する事務処理要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)による改正後の児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)附則第73条第1項により読み替えられた法第24条第3項に定める保育施設の利用調整について、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 保育施設 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園、法第39条第1項に規定する保育所、同法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業及び同法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。

(2) 保育利用 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「支援法」という。)第19条第1項第2号又は第3号に該当する児童が、前号に規定する保育施設を利用することをいう。

### (利用調整)

第3条 市長は、保育施設ごとの保育利用を希望する児童の数が、当該保育施設の受入人数を超える場合は、保育利用を希望する児童の利用調整を行うものとする。ただし、児童福祉等の観点から、やむを得ない事由がある場合は利用調整を実施しないものとする。

2 前項の利用調整については、保育施設ごとに、保育利用を希望する児童の施設の希望順位を考慮し、別表第1により算定した利用調整基準点の高い児童から優先的に保育利用を決定するものとする。ただし、児童福祉等の観点から、やむを得ない事由がある場合は別表第1によらないことができる。

### (保留)

第4条 市長は、前条第1項の利用調整の結果により、保育利用が決定されなかった場合は、入園保留者とし結果を通知するものとする。なお、入園保留者については当該保留の保護者から特段の申し出がない限り、申込み保育施設にて毎月の利用調整対象者とする。

### (転園)

第5条 保育利用の保護者は、他の保育施設への転園を希望するときは、保育施設転園申込書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

(退所の届出)

第6条 第2条第1号の保育施設のうち、保育所を利用する児童の保護者は、利用期間の中途において当該児童を保育所から退所させようとするときは、保育所退所届(第2号様式)を市長に提出しなければならない。

(細目)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行し、平成30年4月1日以降の入所に係る利用調整について適用する。平成30年3月31日以前の入所に係る利用調整については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行し、平成31年4月1日以降の入所に係る利用調整について適用する。平成31年3月31日以前の入所に係る利用調整については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行し、令和2年4月1日以降の入所に係る利用調整について適用する。令和2年3月31日以前の入所に係る利用調整については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和元年12月19日から施行し、令和2年1月1日以降の入所に係る利用調整について適用する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行し、令和3年4月1日以降の入所に係る利用調整について適用する。令和3年3月31日以前の入所に係る利用調整については、なお従前の例による。

第1号様式

保育施設転園申込書

年 月 日

(あて先) 浜松市長

次のとおり、保育施設の転園申込みをします。

利用施設名		申し込み区分	
保護者	フリガナ	電話	自宅
	氏名		父
			母
現住所	〒		
年 月 日現在の住所 (現住所と同じ場合は同上と記入)			
同意欄	市が保育施設の利用調整及び保育料決定に必要な市民税の情報(同一世帯者を含む)及び世帯情報を閲覧すること。また、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。		
		保護者氏名 _____ 印	

申込児童	フリガナ	性別	生年月日	障害者手帳の有無
	氏名	男女	年 月 日	有・無

認定申請児童以外の同居家族	フリガナ氏名	児童との続柄	生年月日	就労先、学校等の名称	障害者手帳の有無
			父	・ ・	
		母	・ ・		有・無
			・ ・		有・無
			・ ・		有・無
			・ ・		有・無
			・ ・		有・無

単身赴任等で児童と同居していないが、生計を共にする方がいる場合は記入してください。

続柄	氏名	生年月日	現住所
		年 月 日	

利用希望期間	年 月 日 から 小学校就学前まで 年 月 日 まで
希望保育時間	午前 時 分 から 午後 時 分 まで
希望順位	施設名称
第1希望	記載内容の変更予定について (出産・転職・住所変更等)
第2希望	
第3希望	

記名、押印に代えて署名することができます。

第2号様式

保育所退所届

年 月 日

(あて先) 浜松市長  
次のとおり、保育所を退所します。

保護者	住 所	
	電話連絡先	
	氏名	

児 童 氏 名	
生 年 月 日	年 月 日生
保 育 所 名	
退 所 年 月 日	年 月 日
理 由	<p>1 家庭保育が可能となったため</p> <p>2 転居・転出のため ( 移転先: )</p> <p>3 育児休業取得のため</p> <p>4 その他 ( )</p>

別表第1（第3条関係）

「基準点」

<基準点の考え方>

- ・ 申込締切日までに提出された書類等により審査します。
- ・ 申込締切日までに必要添付書類が未提出の場合は、選考対象外とします。（受付できません。）
- ・ 同一の保護者が複数の類型に該当する場合は、高い点数を適用します。
- ・ 父母で基準点が異なる場合は、低い点数を適用します。
- ・ 父母の基準点が同点で、類型が異なる場合は優先段階2の順位を適用とします。
- ・ 転園の申し込みをする場合は、基準点に0.8を乗じた点数（小数点以下四捨五入）とします。

類型	番号	基準要件	基準点			
居宅内外で労働することを常態としている						
A	居宅内外労働 （就労内定等含む）	外勤 居宅内外自営 農業等	月150時間以上の就労を常態	20		
			月120時間以上の就労を常態	19		
			月100時間以上の就労を常態	18		
			月80時間以上の就労を常態	17		
			月64時間以上の就労を常態	16		
			内職	13		
B	求職	7	求職活動により家庭保育が困難な場合	12		
C	妊娠・出産	1	8	出産又は出産の準備・休養を要する期間（ただし、出産予定月の前後2か月を含む計5か月以内とする）	14	
D	疾病・負傷	9	1ヶ月以上の入院又は入院見込みの場合	20		
			10	居宅内療養 （1か月以上）	安静を要する自宅療養が必要と診断され日常生活に支障をきたしている場合	16
					上記以外で通院加療が必要な場合	14
E	障がい	12	身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1～2級、身体障害者手帳（聴覚障害等級2～3級）、療育手帳Aの交付を受けていて家庭保育が困難な場合	20		
		13	身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳3級、身体障害者手帳（聴覚障害等級4級）、療育手帳Bの交付を受けていて家庭保育が困難な場合	18		
		14	身体障害者手帳4級の交付を受けていて家庭保育が困難な場合	16		
F	親族の介護・看護	15	身体障害者手帳1～2級、療育手帳A、要介護5～4の親族の常時介護・看護又は施設通所の付添いにより家庭保育が困難な場合	18		
		16	身体障害者手帳3級、療育手帳B、要介護3～2の親族の常時介護・看護又は施設通所の付添いにより家庭保育が困難な場合	17		
		17	上記以外の親族の常時介護・看護又は施設通所の付添いにより家庭保育が困難な場合	15		
G	災害	18	震災、風水害、火災その他の災害により自宅や近隣の復旧にあたっている場合	20		
H	就学 （就学内定含む）	19	就職に必要な技能習得のために、職業訓練学校、専門学校、大学等に通っている（通信含む）場合	2	18	
I	不存在	20	死亡、行方不明、拘禁等のため不存在の場合	20		
J	児童虐待・DV	21	児童虐待・DVが行われている又は再び行われるおそれがあると認められる場合	20		

K	その他	2 2	児童福祉の観点から、市長が特に保育の必要性が高いと判断した場合	2 0
L	希望する保育施設に上の子が在園中に下の子を出産			特
	在園児下の子 (優先入園) 3	2 3	下の子の育児休業を取得し、育児休業の該当児童である下の子が1歳6か月になる日の当月までに復職・入園申込をする場合	
		2 4	育児休業の制度がない職場等で、育児休業の該当児童になり得る下の子が生後6か月になる日の翌月までに復職・入園申込をする場合	
		2 5	2歳児までを預かる事業所内保育事業(認可)の従業員枠又は院内・事業所内保育施設(認可外)に在籍している下の子が、受託年齢満了(卒園)により入園申込をする場合	

- 1 基本的には一般型一時預かり(一時保育)での対応を優先しています。
- 2 研修医の場合は、類型A「居宅内外労働」と同じ扱いとなります。
- 3 在園児の住所地が浜松市内の場合に限ります。

「調整点」

<調整点の考え方>

- ・番号の1から20までに該当する調整要件を調整点として、基準点に加点・減点します。
- ・同番号内に複数の調整要件がある場合は、該当する調整要件のいずれかひとつを適用します。

番号	調整要件		調整点	備考
1	世帯の状況	児童相談所から保育の必要性を求める通知を受けた児童であって、保育の必要性が特に必要であると認められる場合	3	
		家庭児童相談室から保育の必要性を求める通知を受けた児童であって、保育の必要性が特に必要であると認められる場合	2	
		生活保護世帯の場合	2	
2	ひとり親世帯の状況	親族等が同地番(2世帯住宅含む)に居ない場合	5	
		親族等が同地番(2世帯住宅含む)に居る場合	3	
3	父母どちらかの1か月間の就労日数	月20日以上就労	3	1
		月16日以上20日未満の就労	2	
		月16日以上20日未満の就労	1	
4	父母どちらかが単身赴任	国外	2	2
		国内	1	
5	基準点が「就学」で、通信制大学・通信教育(スクーリング必須)の学生の場合		- 5	
6	市内の保育施設又は幼稚園に就労する場合(保育士・保育教諭・幼稚園教諭・園務員等)		4	3
7	父母のどちらかが「身体障害者手帳3級以上」、「精神障害者保健福祉手帳3級以上」、「身体障害者手帳(聴覚障害等級4級以上)」、「療育手帳A・B」の交付を受けている場合		2	4
8	同地番(2世帯住宅含む)の親族内に「身体障害者手帳3級以上」、「精神障害者保健福祉手帳3級以上」、「身体障害者手帳(聴覚障害等級4級以上)」、「療育手帳A・B」の所持者がいて、父母のどちらかが日常的に介護・看護や入院・通院・通所の付添いをしている場合又は同地番(2世帯住宅含む)の親族内に「要介護2以上」の認定者がいて、父母のどちらかが日常的に介		2	5

	護・看護や入院・通院・通所の付添いをしている場合			
9	申込児童が、「身体障害者手帳3級以上」、「精神障害者保健福祉手帳3級以上」、「身体障害者手帳（聴覚障害等級4級以上）」、「療育手帳A・B」の交付を受けている場合		2	6
10	申込児童が集団保育の必要があると医師や専門家の所見がある場合		2	7
11	申込児童の保育状況	保育施設に入れないことを理由に、浜松市外の親族に預けている場合	1	8
		認証保育所、認可外保育施設（院内・事業所内保育施設を除く）、企業主導型保育事業所（地域枠）に預けていることを常態としている場合（市外施設を含む）	2	9
		2歳児までを預かる事業所内保育事業（認可）の従業員枠、院内・事業所内保育施設（認可外）又は企業主導型保育事業所（従業員枠）に預けていることを常態とし、受託年齢満了（卒園）により入園申込をする場合（市外施設を含む）	2	
		事業所内保育事業（認可）の従業員枠又は院内・事業所内保育施設（認可外）又は企業主導型保育事業所（従業員枠）に預けていることを常態としている場合（市外施設を含む）	1	
		保護者が危険なもの（通常、家庭には存在しない危険物）を扱う業種に従事しているが、他に児童を保育する者がなくやむを得ず職場に連れて行く場合	1	
12	同一世帯における同時申込児童数	3人以上（多胎児含む）	2	
		2人（多胎児含む）	1	
13	下の子の出産（又は育児休業取得）時に一度退園した児童を再入園させる場合		7	10
14	申込児童以外のきょうだいが、「身体障害者手帳3級以上」、「精神障害者保健福祉手帳3級以上」、「身体障害者手帳（聴覚障害等級4級以上）」、「療育手帳A・B」の交付を受けている場合		2	6
15	申込児童以外のきょうだいが、申込希望先の保育施設以外の幼稚園に通っている又は通わせる場合		- 1	11
16	きょうだいを同時期に入園申しない	申込児童以外のきょうだいを同地番（2世帯住宅含む）の親族等に預ける場合	- 3	
		申込児童以外のきょうだいを上記以外の親族等に預ける場合	- 2	
17	入園申込を継続しているにもかかわらず、希望月から6か月以上にわたって待機中の場合（6か月毎に1点加算、最長2年とする）		2～5	12
18	育児休業を取得して復職する場合		3	13
19	正当な理由なく希望保育施設の入園内定を辞退するなど、公正な選考に支障を来たす様な行為を行った場合（同一年度内の入園申込期間中に限る）		- 7	
20	申込児童の住所地が浜松市外の場合（転入予定者を除く）		- 10	

- 1 父母のどちらも基準点の類型が「A 居宅内外労働」に該当する場合は、就労日数の少ない方の就労日数を適用します。
- 2 祖父母が同地番（2世帯住宅含む）に居ない場合が条件となります。
- 3 待機児童対策の一環として、保育施設及び幼稚園職員確保のため行います。  
「就労（内定）証明書」の記載内容により勤務の事実が確認できる場合に適用とします。  
ただし、認証保育所、認可外保育施設（院内・事業所内保育施設を含む）、企業主導型保育事業所に就労する場合又は転園の申し込みをする場合は適用しません。
- 4 「障害者手帳等証明資料の写し」が提出されていることが条件となります。

- 5 父母のどちらも基準点の類型が「F 親族の介護・看護」以外の場合で、「障害者手帳等証明資料の写し」及び「申立書」が提出されていることが条件となります。  
ただし、申込児童又は父母は適用しません。
- 6 「障害者手帳等証明資料の写し」が提出されていることが条件となります。
- 7 「診断書」又は「意見書」が提出されていることが条件となります。
- 8 「保育状況申告書」及び「現在保育を行っている方の身分証明書の写し（住所地が分かるもの）」が提出されていることが条件となります。  
ただし、育児休業中の場合は適用しません。
- 9 認証保育所、認可外保育施設、院内保育施設、事業所内保育施設、企業主導型保育事業所に預けている方は、「保育状況申告書」及び「入所契約書の写し」が提出されていることが条件となります。「入所契約書の写し」が無い場合は、当該施設を利用していることが分かる書類の提出が必要となります。  
ただし、育児休業中の場合は適用しません。
- 10 退園した児童及び出産（又は育児休業取得）時の該当児童が適用となります。
- 11 「在籍（入園予定）証明書」が提出され、当該幼稚園の長期休暇中の開園が確認できる場合は適用しません。
- 12 「就労（内定）証明書等」がすべて提出されている場合に適用します。  
ただし、育児休業、求職、就労内定の期間中は適用しません。
- 13 復職月に入園申し込みすることが条件となります。ただし、4月1日の入園希望者に限り、前年12月～同年3月中に復職・入園申し込みする場合は適用します。  
調整点番号11「申込児童の保育状況」にも該当する場合は、調整点番号18「育児休業を取得して復職する場合」のみ適用となります。  
ただし、保育を必要とする事由が「妊娠・出産」の場合は適用しません。

< 保育施設利用調整基準表の考え方 >

- ・「基準点」と「調整点」を合算した「利用調整基準点」が高い順に入園内定を行います。
- ・「利用調整基準点」が同一点数の場合、以下の優先段階により総合的に判断します。

優先段階	内 容
第1段階	基準点の高い世帯
第2段階	基準点と同点の場合は次の順位を適用 災害 不存在 児童虐待・DV 疾病・負傷 障がい 居宅 内外労働 親族の介護・看護 就学 求職 妊娠・出産
第3段階	ひとり親家庭 (親族等が同地番(2世帯住宅含む)に居る場合より居ない場合を優先)
第4段階	養育している小学校3年生以下の子どもの人数が多い世帯
第5段階	利用者負担の階層低位順 (階層が同一の場合は算定市民税額(課税年度 令和2年度)の低い順)
第6段階	家庭状況を総合的に考慮した結果、より保育の必要性があると認められる 申込児童